

# 川崎市こども未来局事務処理センター業務委託事業者募集要項

## 1 事業の概要

(1) 委託名

川崎市こども未来局事務処理センター業務委託

(2) 業務概要

川崎市こども未来局事務処理センター業務委託は、川崎市こども未来局が所管する事業のうち委託可能な審査業務、ヘルプデスク業務、システム入力業務等を集約し外部業者に委託するもの。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙「川崎市こども未来局事務処理センター業務委託仕様書」のとおり

(5) 履行場所

川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル13階

川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル7階

川崎市川崎区宮前町8-11 第5平沼ビル4階

## 2 参加者の資格要件

参加することができる者は、本事業の趣旨を十分に理解し、安定して事業を実施する能力を有する法人その他の団体であって、次の要件を全て満たすものであること。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、「99 その他業務 99 その他」に登録されていること。または契約時までに登録見込みであること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中でないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支援法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない者。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- (7) 団体又はその代表者が住民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 組織運営に関する規定を有し、予算及び決算を管理している団体であること。

### 3 参加申出

#### (1) スケジュール

参加申出書の受付	令和5年12月27日(水)～令和6年1月12日(金)
参加資格要件結果通知	令和6年1月16日(火)
質問の受付期間	令和6年1月17日(水)～令和6年1月19日(金)
仕様書説明会	令和6年1月17日(水) ※詳細については、別途お知らせします。
質問に対する回答日	令和6年1月24日(水)
企画提案書の受付期間	令和6年1月25日(木)～令和6年1月29日(月)
プロポーザル評価委員会（プレゼンテーション）	令和6年2月1日(木)、2月2日(金) ※詳細については、別途お知らせします。 ※日程が変更となる場合があります。
結果通知	令和6年2月中旬

#### (2) 参加申出書類

次の書類を電子データにて提出すること。

- ア 川崎市子ども未来局事務処理センター業務委託事業者募集参加申出書（様式1）  
（以下、「参加申出書」という。）
- イ 誓約書（様式2）※
- ウ 団体の定款、規約、会則等
- エ 団体の役員名簿
- オ 直近の決算書類
- カ 団体概要（チラシ、パンフレット等団体の活動内容がわかる資料）

※押印済みの原本は郵送してください。

(3) 提出

ア 提出フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/452326>

イ 提出期間

令和5年12月27日（水）～令和6年1月12日（金）17時

(4) 参加資格確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、令和6年1月16日（火）までに「参加資格確認結果通知書」の写しを電子メールで送付の上、後日原本を郵送する。

(5) 費用負担

応募にあたり必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された参加申出書等は、参加資格の確認審査以外では参加者に無断で使用しないこととする。なお、提出された参加申出書等は返却しない。

#### 4 仕様書説明会

参加資格を持つ団体等を対象に、川崎市子ども未来局事務処理センター業務委託仕様書に関する説明会を行う。

(1) 日時

令和6年1月17日（水）

※詳細については、参加資格確認結果通知書に記載

(2) 場所

子ども未来局会議室（川崎市役所本庁舎15階）

(3) 仕様書の説明

仕様書の各章について、各担当課から説明を行う。

(4) 質疑応答

説明終了後に参加者からの質問を受け、その場で回答を行う。全ての質問及び回答内容は、5（3）と合わせて、参加資格を持つ全ての団体等に電子メールにより送付する。また、説明会時に回答できなかった質問があった場合は、5（3）と合わせて回答を行う。

## 5 質問書の受付・回答

### (1) 質問方法

質問書（様式3）に質問内容を記入の上電子メールにて次の担当者あて送付すること。

メールアドレス：45syomu@city.kawasaki.jp

担当者：こども未来局総務部庶務課 中村

### (2) 受付期間

令和6年1月17日（水）～令和6年1月19日（金）午後5時まで

### (3) 回答

質問に対する回答は、令和6年1月24日（水）までに電子メールにより送付する。なお、参加資格を持つ全ての団体等に対し、全ての質問及び回答を送付する。

## 6 企画提案書類の提出

### (1) 企画提案書類

次の書類を電子データにて提出すること。

ア 川崎市こども未来局事務処理センター業務委託事業者募集企画提案書（様式4）及び企画提案内容が分かる書類

イ 見積書（様式5）、積算内訳書（様式指定なし）

（ア）見積金額は1,662,350,910円以下とすること。契約金額は、見積書に記載の金額に10/100に相当する金額を加算した額とする。消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、見積金額は事業に関わる経費として積算した金額の100/110に相当する金額とすること。

（イ）事業に要する経費は、（ア）の金額の範囲内で業務ごとに職員の人件費、機器リース費、通信費、消耗品費、旅費、研修費、役務費等を計上し見積もりを作成すること。

（ウ）費目ごとに金額を示し、その算定根拠を記載すること。

ウ 直近5年程度で本事業と類似した業務の受託実績がある場合（官公庁に限る）はその契約書の写し

### (2) 提出

ア 提出フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/452413>

イ 提出期間

令和6年1月25日（木）～令和6年1月29日（月）17時

(3) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期間後は、提出書類の変更、削除及び追加は認めない。

イ 本市が必要と判断した場合は、補足資料の提出を求めることがある。

## 7 選定

選定は公募型プロポーザル方式により行う。こども未来局総務部庶務課が設置する川崎市こども未来局事務処理センター業務委託プロポーザル評価委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答を基に審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 日時

令和6年2月1日（木）、2月2日（金）

※詳細については、参加資格確認結果通知書に記載

※日程が変更となる場合あり

(2) 場所

こども未来局会議室（川崎市役所本庁舎15階）

(3) プレゼンテーション

ア 企画提案書に基づく説明30分以内及び質疑応答10分程度

イ 出席者は3名以内とする

ウ プレゼンテーションにあたり、本市がスタンド付き55インチモニター（HDMIケーブル1本含む）を1台用意する。企画提案者は、PCを持参しこれを使用したうえでプレゼンテーションを行うことも可とする。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおりプロポーザル評価委員会の委員が採点を行う。なお、「評価基準」のうち1 事業の安定性（1）～（5）いずれかにおいて標準点を下回る採点を行った委員が過半数存在する企画提案者は、選定を行わないこととする。

(5) 選定方法

（4）評価により最高得点を得た者を選定する。なお、同点の場合には、次のとおり事業者を選定する。

ア 1位の点数をつけた委員が多い者

- イ アで選定されない場合、評価基準「1事業の安定性」の合計点が多い者
- ウ イで選定されない場合、見積金額が低い者
- エ ウで選定されない場合、当該者によるくじ引きで決定する

#### (6) 選定結果の通知

選定後、令和6年2月中旬に企画提案者あて郵送にて通知を行う。

### 8 契約の締結

選定結果通知後、選定された事業者は本市と仕様の細部を協議し、協議が成立した場合に委託契約を締結することとする。仕様書は改めて作成することとし、再度見積書の提出を求める場合がある。

### 9 辞退

契約締結までは、企画提案を辞退することができることとし、辞退する場合は、川崎市こども未来局事務処理センター業務委託事業者募集辞退届（様式6）を提出すること。選定後、契約締結前に辞退があった場合は、選定時に第2順位以降（選定基準において一定以上の得点を獲得している場合に限る。）で高順位の者を繰り上げて選定することとする。

### 10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格要件確認結果通知後、企画提案書類が提出期間内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 参加資格要件確認結果通知後に2参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

### 11 その他

- (1) 提出された書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (2) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とする。

(3) 企画提案に使用する通貨は日本国通貨（円）とする。

(4) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付

(5) 前払金の有無

無

(6) 当該事業者選定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要する。

## 12 書類提出先及び問合せ先

川崎市こども未来局総務部庶務課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（本庁舎15階）

044-200-2536

45syomu@city.kawasaki.jp

担当 加藤、中村